平成２４年（家）第２６８号
愛媛県今治市馬越町１丁目３番16号
申立人　矢野　和孝
本籍愛媛県今治市大新田町１丁目599番地、最後の住所愛媛県今治市北宝来町４丁目２番地の10、死亡の場所愛媛県今治市、死亡年月日平成17年３月28日、出生の場所朝鮮平安南道大同郡、出生年月日大正15年３月１日、職業不明
被相続人　亡　清本喜代子
催告期間満了日　平成25年２月28日
松山家庭裁判所今治支部

平成２４年（家）第９１００号
北九州市小倉北区田町14番28号ロイヤービル６階ひびき法律事務所
申立人　河原　一雅
本籍北九州市若松区東畑町８番地３、最後の住所北九州市若松区東畑町５番３号、死亡の場所山口県下関市、死亡年月日平成22年３月25日、出生の場所福岡県若松市、出生年月日昭和８年９月10日、職業不明
被相続人　亡　柴田　　静
催告期間満了日　平成25年１月28日
福岡家庭裁判所小倉支部

平成２４年（家）第２３０号
長崎県諫早市東小路町10番26号
申立人　髙山　和也
本籍長崎県諫早市森山町上井牟田2264番地第１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所長崎県諫早市、死亡年月日推定平成23年11月20日、出生の場所長崎県北高来郡森山村、出生年月日昭和２年５月25日、職業無職
被相続人　亡　板山フジヱ
催告期間満了日　平成25年２月28日
長崎家庭裁判所諫早出張所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第５８号
山口県長門市三隅上中畑2578―１
申立人　三﨑　直好
本籍山口県長門市三隅上2360番地２、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　三﨑　洋子
昭和33年10月28日生
公示催告期間満了日　平成24年10月１日
山口家庭裁判所萩支部

失踪宣告

平成２３年（家）第１０１０号
本籍福島県田村市船引町上移字下道56番地、最後の住所不明
不在者　石井　勇治
昭和34年１月４日生
平成24年６月28日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第６０９号
本籍千葉県市川市南八幡５丁目562番地、最後の住所東京都台東区浅草橋２丁目10番地22
不在者　相原　忠裕
昭和11年６月17日生
平成24年６月27日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

平成２３年（家）第６１０号
本籍千葉県市川市南八幡５丁目562番地、最後の住所千葉県市川市南八幡５丁目７番５号
不在者　相原　欣二
昭和14年１月１日生
平成24年６月27日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

平成２３年（家）第２２３０号
国籍アメリカ合衆国、最後の住所アメリカ合衆国以下不詳
不在者　平子　久子
西暦1920年10月４日生
平成24年６月27日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第６１９号
国籍朝鮮、最後の住所大阪市西成区松通４丁目３番地
不在者　梁　　承萬
西暦1948年10月12日生
平成24年６月27日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第３２４６号
本籍新潟県佐渡市上横山1017番地、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目12番４号緑風荘
不在者　山田　博通
昭和22年７月16日生
平成24年６月26日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第４０８０号
本籍大阪府高槻市別所本町17番、最後の住所大阪市阿倍野区西田辺町１―４―６第三田辺マンション702号
不在者　重原　祐子
昭和52年９月14日生
平成24年６月26日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第４７５６号
本籍大阪府大阪市西区九条３丁目24番地４、最後の住所本籍に同じ
不在者　島田　八重
大正３年１月４日生
平成24年６月27日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１５１５号
札幌市白石区栄通15丁目13番８号　ラ・フォーレ36―101号
債務者　境澤　信江
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田絵理子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７６号
香川県さぬき市造田野間田626番地５
債務者　山下　　長
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　浩二
4　破産債権の届出期間　平成24年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２３１号
仙台市青葉区小田原６丁目１番25号　吉田宮町ビル405号室、住民票上の住所宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原232番地　大原住宅１号
債務者　遠藤　　透
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小向　俊和
4　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
茨城県かすみがうら市西成井1968番地50
債務者　遠山　信行
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　和夫
4　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５１８号
大阪市北区長柄東２丁目３番27―608号
債務者　コミュニティシステムこと　髙月　正明
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葉狩　陽子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部